

(社) 土壤環境センター 技術標準  
「埋め戻し土壌の品質管理指針」

## 正誤表

箇所	正 (取り消し線部を削除、下線部を加筆)	誤
GEPC・TS-01-G4「解説書」(改訂版) 第1章		
P8 1.6.6. 3)	・・・汚染土壌処理施設(常設プラント)で浄化した土壌は対象外とした	・・・汚染土壌処理施設(常設プラント)で浄化した土壌は対象外とした
P10 1.6.7. 1)	本技術指針に従った <del>したがった</del> ②「汚染されていない土壌」が、将来行う認定調査において②「汚染のおそれが少ない土地」・・・	本技術指針にしたがった②「汚染されていない土壌」が、認定調査において「汚染のおそれが少ない土地」・・・
P10 1.6.7. 2)	本技術指針に従った <del>したがった</del> 「汚染されていない土壌」が、将来行う認定調査において②「汚染のおそれが少ない土地」・・・	本技術指針にしたがった「汚染されていない土壌」が、認定調査において②「汚染のおそれが少ない土地」・・・
GEPC・TS-01-G4「解説書」(改訂版) 第2章～第5章		
P12 2.2(タイトル)	「埋め戻し土壌の品質管理指針(自然地盤の土壌)」	「埋戻し土壌の品質管理指針(自然地盤の土壌)」
P13 2.2 2. 5) P28 3.2 2. 5) P38 4.2 2. 5) P47 5.2 2. 5)	・・・施行規則第31条別表第2及び別表第3別表第3及び別表第4で定める基準の総称(汚染状態に関する基準)をいう。	・・・施行規則第31条別表第2及び別表第3で定める基準の総称(汚染状態に関する基準)をいう。
P13 2.2 2. 6) P28 3.2 2. 6) P38 4.2 2. 6) P47 5.2 2. 6)	・・・施行規則第31条別表第2第3で定める基準をいう。	・・・施行規則第31条別表第2で定める基準をいう。
P13 2.2 2. 7) P28 3.2 2. 7) P38 4.2 2. 7) P47 5.2 2. 7)	・・・施行規則第31条別表第3第4で定める基準をいう。	・・・施行規則第31条別表第3で定める基準をいう。
P18 2.2 7.2.1 表3 注	・・・されている場合には、表1表3に従うものとする。	・・・されている場合には、表1に従うものとする。
P19 2.3.1	・・・場合には、その条例等に <del>したがって</del> 従って実施するものとする。ただし、・・・	・・・場合には、その条例等に <del>したがって</del> 実施するものとする。ただし、・・・
GEPC・TS-01-G4「解説書」 第4章 浄化土壌		
P37 4.2 1.	・・・「汚染されていない土壌」であるとみなすことができるかどうかを・・・	・・・「汚染されていない土壌」でとみなすことができるかどうかを・・・
P38 4.2 2. 11)	・・・汚染土壌処理施設(常設プラント)で浄化した土壌は対象外とした	・・・汚染土壌処理施設(常設プラント)で浄化した土壌は対象外とした
裏表紙		
おくづけ	埋め戻し土壌の品質管理指針 掘削除去・・・分析項目 解説書(改訂版)	埋め戻し土壌の品質管理指針 掘削除去・・・分析項目 解説書